

○経済産業省告示第百七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号（外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年七月二十三日

経済産業大臣 齋藤 健

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払（イ又はロに掲げ	一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払（イ又はロに掲げ

るもの（以下この号及び第六号において「
第一号対象者」という。）に対して行う支
払及び第一号対象者による支払については
、当該第一号対象者のために当該第一号対
象者以外の名義で行われるものその他の当
該第一号対象者のために直接又は間接に行
われるものを含む。）

イスラエル（略）

レ | 資産凍結等の措置の対象となる暴力的
行為に関与するイスラエルの入植者とし
て外務大臣が定めるもの（国際平和のた

るもの（以下この号及び第六号において「
第一号対象者」という。）に対して行う支
払及び第一号対象者による支払については
、当該第一号対象者のために当該第一号対
象者以外の名義で行われるものその他の当
該第一号対象者のために直接又は間接に行
われるものを含む。）

イスラエル（略）

（新設）

めの国際的な努力に我が国として寄与するため、に講ずる資産凍結等の措置の対象となる暴力的行為に関与するイスラエルの入植者を指定する件（令和六年外務省告示第二百五号）で定めるものをいう。

一

二〇七（略）

附 則

令和四年経済産業省告示第二十五号（外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件）の一部を次の表のように改正する。

二〇七（略）

改正後	1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一号リの規定中、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するた めに講ずる資産凍結等の措置の対象とな るロシア連邦の団体及び個人を指定する 件（令和四年外務省告示第七十九号。以 下「ロシア告示」という。）別表1に掲 げる団体又は別表2に掲げる個人に係る
改正前	1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一号ヌの規定中、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するた めに講ずる資産凍結等の措置の対象とな るロシア連邦の団体及び個人を指定する 件（令和四年外務省告示第七十九号。以 下「ロシア告示」という。）別表1に掲 げる団体又は別表2に掲げる個人に係る

もの 当該団体又は当該個人がロシア告示により指定された日

二 第一号リの規定中、ロシア告示別表3に掲げる団体（バンク・ロシアを除く。

）に係るもの 当該団体がロシア告示により指定された日から起算して三十日を経過した日

三 第一号リの規定中、バンク・ロシアに係るもの 令和四年三月二十八日

四 第一号又の規定中、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するた

もの 当該団体又は当該個人がロシア告示により指定された日

二 第一号又の規定中、ロシア告示別表3に掲げる団体（バンク・ロシアを除く。

）に係るもの 当該団体がロシア告示により指定された日から起算して三十日を経過した日

三 第一号又の規定中、バンク・ロシアに係るもの 令和四年三月二十八日

四 第一号ルの規定中、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するた

めに講ずる資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体を指定する件（令和四年外務省告示第九十一号。以下「ベラルーシ告示」という。）

別表 1 に掲げる個人又は別表 2 に掲げる団体に係るもの 当該個人又は当該団体がベラルーシ告示により指定された日

五 第一号又の規定中、ベラルーシ告示別表 3 に掲げる団体に係るもの 当該団体がベラルーシ告示により指定された日から起算して三十日を経過した日

めに講ずる資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体を指定する件（令和四年外務省告示第九十一号。以下「ベラルーシ告示」という。）

別表 1 に掲げる個人又は別表 2 に掲げる団体に係るもの 当該個人又は当該団体がベラルーシ告示により指定された日

五 第一号ルの規定中、ベラルーシ告示別表 3 に掲げる団体に係るもの 当該団体がベラルーシ告示により指定された日から起算して三十日を経過した日

2

(略)

2

(略)